

# 荒天時の走錨海難防止対策について

## 【対象海域】(下記4箇所の重要施設周辺海域)

秋田船川港  
(秋田石油備蓄基地【桟橋】)

八戸港  
(八戸LNGターミナル【桟橋】)

酒田港  
(酒田共同火力発電所【岸壁】)

釜石港  
(岩手県オイルターミナル【桟橋】)

### 秋田船川港:秋田石油備蓄基地【桟橋】



秋田石油備蓄基地【桟橋】

### 八戸港:八戸LNGターミナル【桟橋】



### 酒田港:酒田共同火力発電所【岸壁】



### 釜石港:岩手県オイルターミナル【桟橋】



**対象海域における荒天時の走錨海難防止対策については、従来から港則法による規制等で対応しており、今般改めて海域利用者との間でその対策の検討を行ったものです。**

第二管区海上保安本部では、台風に限らず、急激に発達した低気圧等においても、走錨海難防止対策に万全を期して取り組んで参ります。

## 荒天時の走錨海難防止対策(主なもの)

1. 十分余裕のある時期に港長勧告を発出して、安全な海域等への避難を指導します。
2. 港長勧告発出時において、風向き等を勘案し、当該施設から一定程度距離を離すように指導することがあります。
3. 港長勧告発出時において、港内在泊船にあっては、次の事項について指導します。
  - a. 守錨監視の徹底
  - b. 主機関のスタンバイ
  - c. 連絡体制の確保

※ 各対象海域における詳細の港長勧告の内容については、当該海域を所管する海上保安部に問い合わせ願います。